

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第一章 組織運動

第一節 右派幹部による組織活動

前年度において四単産が総評の指導方針を批判したことをきっかけとして、右派幹部を中心とした組織活動は五三年に入ってからとみに活潑化するにいたった。すなわちこの組織活動を指導する立場にある右派社会党は、一月一八日から大会をひらいたが、その議案のなかに「労働綱領案」(党の労働政策の基本的方針)が含まれていたことは、とくに注目を要することであった。その主な内容はつぎの通りである。

(国際自由労連との提携促進)

わが党は、自由にして民主的な労働組合の組織が国内的に統一確立されると共に、国際的提携を実現することの急務であることを認め、日本の民主的労働組合が国際自由労連に加盟することを促進するために協力する。

今日の労働組合はその立場を民主主義的労働組合か全体主義的労働組合かのいずれかに明確に決定することなくしては、政治的活動はもとより、職場における日常闘争も強力に展開することが出来ない。この相反する二つの立場が同居する所には常に混乱と分裂がくり返されている。ファシズムと共産主義の暴力革命は労働大衆の組織に触手をのばし、これを政権闘争の動員機関化せんとする所に特徴がある。特に朝鮮戦争以後の日本における国際共産主義運動は労働大衆の間にゲリラ的潜入をはじめ、民主的労働組合の組織へのなだれこみを策謀している。民主的労働組合はそのあり方に徹底して積極的な方針をもって大衆を指導しなければならない。これがためには国内労働組合戦線を民主主義労働組合の徹底の上に統一強化すると共に、自由にして民主的な労働組合の国際的組織たる国際自由労連に加盟する必要に迫られている。

(民主的労働組合の戦線統一への協力)

わが党は、民主的労働組合運動の転換期に際し、特に、労働組合が自主性の確立の上に容共的政治的偏向を排して、健全なる態勢をもつ統一戦線を確立することを期し、そのために協力する。

日本の労働組合統一戦線は終戦直後における共産党の指導の失敗の後をうけて、総評の旗の下に民主的労働組合の統一体として再編確立された。わが党は、総評が過去二年間にわたり、民主的労働組合の統一戦線結集のために果たした役割については高く評価するものであるが、しかし独立を契機にして占領下の労働組合運動から自主独立

の労働運動への新しい転換に際して、その指導を誤り、民主的労働戦線に暗影を投げかけていることを批判せねばならない。これは総評の指導部における観念左派的指導方針と独善的運営に原因がある。特に、自由にして民主的なる労働組合の立場にあるべき総評が、自らを左派社会党一辺倒の立場に追い込み、特定の政党の動員機関化し、電産・炭労の二大ストにみる如き政治的偏向をバクロした事実、国際自由労連への参加を否定して、国際自由労連からも批判され、自らを国際的孤立に陥れつつある傾向ならびに、容共的労働組合の加入を認めて自らが国際共産主義運動のなだれ込み戦術に門戸を開いている事実などは、総評の将来に対して容共的な旧「全労連化」を連想せしめるものがある。

わが党は、労働大衆の要望が社会党両派統一促進にあるにかかわらず、これを阻止するものは総評の左社一辺倒の支持方針であること、総評加盟の労働組合と組合員大衆は民主的労働組合のあり方に徹底するに従って、総評指導部の観念左派的指導に批判の声を大にしつつあること、すでに総評内部における批判運動が具体的に発足し拡大しつつあることなどを重視する。わが党は総評内外の労働大衆の厳しい批判運動に協力して、総評の刷新ならびに民主的労働組合戦線の統一強化を期する。

右に明らかなように右派社会党の「労働綱領」は、四単産の総評批判にあらわれた見解をさらに体系化したものであるが、なかんずく国際自由労連との提携促進を強調していることに、右派幹部の組織活動の国際的な性格が示されているといつてよいであろう。さらに「現在民主的労働組合の戦線統一を考える場合に、総評のみを考えるのは正しくない。総評は三〇〇万の傘下労働大衆を有する最大の組織体であるが、この他に総同盟もあり、いずれの陣営にも属さない中立組合のあることも留意すべきである。われわれは国際自由労連の方針に従って、これらの労働団体の更に大なる民主的な戦線統一の実現されることを期するものである」とのべていることは、民主的な戦線統一という言葉のかげに労働戦線を分裂させようとする意図がひそんでいるといわなければならない。

はたして前年度において総評指導方針にたいする批判を発表した全繊維、海員、日放労、全映演の四組合は、一月一日に全造船、鉄鋼労連、国鉄、全金属、石炭の有志及び総同盟を加えて打ち合せ会をひらき、「実践目標」と「民労連規約」の案を決定した。さらに一月二日、民労連結成準備会を開催し、全繊維の滝田氏を議長として民労連趣意書、実践目標、規約等を審議し、実践目標については「実践綱領」と改めた。「実践綱領」のなかで、労働組合の組織にたいする方針はつぎのようにのべられている。

(労働組合の組織に対する態度)

一、労働組合は、政府、経営者、政党その他外部からの如何なる支配干渉をも絶対に排除し、完全に独立し自由でなければならない。

二、労働組合の組織目的に基き当然のことであるが、特に未熟なわが国労働運動においては、資本家、経営者の意向を受けて組織内部に暗躍するものとか、労働組合の運営を資本家陣営に通じて私利を図る如き、いわゆる御用組合化の傾向に対しては、断乎としてこれを排撃するために闘わなければならない。

三、労働組合の組織が、企業の内にあつては、労働者階級の連帯性を欠き真の闘争力は生れない。この故にこそ、労働組合は企業別組織の枠内に閉じこもることなく、全国的な産業別組織へ、更にその単一化へと目標を置いて、不断の組織努力を重ねなければならない。企業別組織に分化しそこに低迷していることは資本家陣営の組合支配を

容易ならしめる大きな要素となることを知るべきである。

四、労働組合の職能別組織は、歴史的伝統が浅く組織運営も未熟なわが国労働運動の中においては、使用者から職制支配を導き易く、職別エゴイズムを露骨化する危険が多い。正しい姿としては、産業別組織の中において、職能別の特殊性が生かされる如き、組織運営に目標を置くべきである。

五、産業別組織に整理し難いような労働者の組織については、孤立組合として放置することなく、地域的労働組、一般労働組合という如き組織に結集し、更にこれを全国的に結合して行くことに目標を置いた組織努力が必要である。

六、労働組織は、基本的に統一されなければならない。しかし、無原則的に唯集ればよいというのが如き方針では、闘える組織とはならない。真に闘える組織としての統一は、民主主義労働組合としての基本的立場を同じくする組合の結合でなければならない。

七、労働戦線の統一を叫びながら、民主主義労働運動の原則に反して、政治的闘争主義への偏向を犯し、或いは統一闘争に名をかり画一闘争方針を押し付けることは、却って統一を乱すものとして、正しい統一のために排除しなければならない。

八、政府及び地方自治体の直接雇用下にある公務員については、働く者としての共通の利害があり、そこに共同の闘いの必要性を認めるものである。しかしながら労働戦線の統一と労働組合運動の推進については、あくまで産業労働者が主体的役割を果すべきである。

「実践綱領」及び「規約」が決定されてから、民労連に参加した団体はそれぞれ活動を開始したが、海員組合は各支部にたいして「積極的に民労連の活動が伸びるように努力をせられたい」という指令を出した。

かくして二月一四日に民労連結成大会が挙行されたが、出席者は規約による団体参加の代表者(全織、海員、日放労、全映演、総同盟、常磐炭鉱労組)および個人参加者(国鉄、民同、鉄鋼、石川島造船、東電、播磨造船等々)合計して一四〇名であった。この大会においてはつぎのような「当面の活動に関する件」と「幹事選任に関する件」が決定された。

(当面の活動要領)

一、加盟員の拡張について

(1)同志的結合体として民労連設立の精神について進める。

(2)従って、総評に対する批判者や総評指導方針に同調する組合内の反対分子でありさえすれば、何んでもよいといった態度はこれを排し、単なる分派の集団に墮する如きは嚴重に戒める。

(3)民労連実践綱領の正しい理解の上に、同調し協力する組織及び組合員について積極的に加盟を促進する。

(4)右の方針に基いて、現加盟員が加盟員を獲得し、更にその加盟員が加盟員を作って行くというように、着実な漸進的拡大方針を進める。

二、地方民労連の結成促進について

(1)民労連加盟員は、相互に密接な連絡をとり、各地方、地区において、地方的民労連機関の結成促進を図る。

(2)地方的民労連機関の結成準備が進められ、或いはその気運が盛り上がりつつあるところでは、民労連事務局に密接な連絡をとり、中央地方を通ずる有機的な活動を進める。

三、オルグ活動について

(1)民労連の設立趣旨及び実践綱領の普及徹底と同志の獲得のために、民労連自体としても、オルグ活動を行う。

(2)オルグ活動が重点且つ効果的に行われるように、オルグ派遣を要するところの加盟員もしくは地方民労連機関は、民労連事務局に充分の連絡をとると共に、常時各地の連絡先を民労連事務局に対して明らかならしめて置く。

#### 四、情宣活動について

- (1)民労連当面の活動において、情宣活動に最重点を置く。
- (2)取敢えず機関紙第一号を直ちに発行することとし、速かなその定期刊(少くとも週刊)化を図る。
- (3)機関紙のほか、随時資料、情報等を発行し、反民労連の情宣活動に対抗すると共に、組合活動の推進に資する。
- (4)既存の民労教宣会議の活動を推進し、各加盟団体で発行する機関紙面の活用による情宣活動を並行的に進める。
- (5)学者、評論家、ジャーナリスト関係にも適当な連絡手段を講じ、側面的な宣伝活動の伸張を図る。
- (6)地方の労働講座等にも、民労連の斡旋によって、積極的に講師を参加させることに努める。(以下略)

総同盟では三月一七日から第二回中央委員会をひらいたが、総同盟本部と民労連との基本的な考え方に差異のある点を追求され、これにたいして古賀総主事は「民労連は総評の現在の動きから見て、第二総評に発展することは間違いない。その時期は六月の総評大会後である。また総同盟は民労連にたいして決して消極的でなく、むしろ積極的にこちらの考え方を反映させるべく努力している」と答弁した。中央委員会で決定された組織方針はつぎの通りである

(総同盟第二回中央委)

当面の活動方針(抄)

#### 四、組織の拡大強化について

アメリカ式の政治的中立主義ではどうにも動けない段階であるし、まず、内の単組を固めてと云う考え方も全国的な労働組合運動との関連なしには不可能な時代にきている。どんな小さな地方の一単組と雖も全国的な組合運動の波が直接流れ込んでいる。

勿論、このような一単組に限らず、一組合員までが全国的な組合運動の動向の中に明確な意識的行動を行うとすれば、それが左翼労働組合主義との対決を避けることはまだできない。

左翼主義はまたその立場からの情勢分析と戦略的方針に基づいて、日本の労働組合運動を好むように傾向づけようとして狂奔している。われわれの組織活動は今一度組合員の一人一人に向けられねばならない。組合員の一人一人が民主主義と労働組合主義の理念に徹し、実践的意欲に燃えるときに始めて、組織は強化されたと云い得る。

労働戦線統一運動推進に関する件(抄)

#### 一、統一運動の目標

われわれは、昨年一一月の第一回中央委員会において、当面の組織活動方針を決定したが、それは、われわれが今日直面している事態の本質は、自由と民主主義の基本的理念、その具現化された一環としての労働組合運動の基本的方針においての対立が決定的段階に近づきつつあることを理解することである。

従ってわが総同盟の方針は事態の進行を正しく認識して、日本の労働運動を前進せ

しめるために適切な組織活動を展開することでなければならない。そのための具体的な統一運動の目標として

(イ)国際的には世界自由労連を指向し、国内的には左翼主義に徹しつつある総評に対する反対的態度を明らかにした労働組合勢力の結集をはかる。

(ロ)統一運動の重点は、独立後の日本の労働組合の再編成への胎動が地方から起きる兆しが見えている許りでなく、このような情勢は今後ますます捩りを示すことは明瞭であるから、この新しい労働運動の波を全国的な組織的なものにするこそこそわが総同盟の任務である。

(ハ)また昨年総選挙から学んだ数々の教訓を統一運動の発展のために生かさねばならないと規定してそれが具体化のための実践を続けてきた。

(ニ)元来、今日迄の経過をみるときに、われわれの民主的労働組合運動に対する展望と認識の正しかったことは事実の上に証明されつつある。

即ち、昨年一二月二五日、全織、海員、日放労、全映演に依って総評指導方針批判が行われたのを起点として、さる二月一四日には民労連が結成され、また、福岡を皮切りに全国各地に県民労の結成が着々と成功的に進められつつある。

そして好むと好まざるとに拘わらず、いまやそれらの民主的労働組合勢力は左翼主義を強引に押しつけようとする総評に対決する勢力として成長しつつあるが、然しこの新しい勢力を直ちに完成された全国的組織として評価することは現状においてはまだ不充分であることを認めねばならない。

それは新しく結集しつつある労働組合勢力の内部において統一方針が十分に討議され統一されていないことにも基いている。そのために、若干部分的には複雑な様相も現われているが、それは運動の発展する過程の中で調整され統一されるべき性質のものである。

(ホ)われわれの当面する組織活動はこれら新しい労働組合の再編成の進行を正しく見つけながら、これが前進と発展のために積極的な組織活動を展開することにある。そのためには、われわれの統一運動の基本的路線と具体的な活動方針を更に明確にすることが必要であることはいうまでもないことである。

#### 四、民労連を新中央組織として発展強化する方針を明確にすること

民労連の結成は新統一運動の発展的段階としてその意義は高く評価されるべきであるが、これが直ちに総評に対決する純粋な労働者組織として評価することは時期尚早である。

何故なら、民労連は四単産声明を契機として総評に対する批判的勢力としての意義が強調されている現段階においては、客観的には十分に総評に対決する勢力でありながら主体的条件が整っていないところに矛盾を感ぜしめ若干の混乱を招きつつある原因がある。しかも、地方における、県民労がすべて総評系の地評に対して明確な対立組織としての性格を明らかにしているだけに、中央における民労連の性格を明確にして、新中央組織への発展の方向づけをすることが緊急の課題であらねばならない。然し、四単産の立場は十分に尊重されねばならないので、わが総同盟としては、只管に日本の民主的労働戦線の統一を念願する立場から可能な限りの運動を積極的に推進することに依って新中央組織の結成を期待すべきである。

さて民労連では五月二七日に、二月結成後初の全国代表者会議をひらいた。出席者は加盟団体

三五名、個人加盟者代表八名、一八地方代表四名、その他オヴザーバー計九五名が集り、一、中央情勢報告。二、地方情勢報告。三、地方民労連組織拡大に関する件。四、総評大会対策に関する件。五、その他当面する民労連運動の諸問題が討議された。この会議において加盟者数が明らかにされたが中央における団体加盟一五組合、総組合員数八七万八〇〇〇名、地方民労連五、同準備会六、これに団体加盟している組合員数約三〇万(この中には中央で団体加盟している一五組合の下部組織が含まれている)個人加盟の会員数六三名、計約八八万名となっている。

中心議題の一つである「地方民労連組織拡大の件」についての報告はつぎの通りである。

(地方民労連組織拡大に関する件)

(1)民労連活動の現段階について

イ 四単産の総評批判を契機として結成された民労連は、批判運動として出発した。

ロ 中央民労連発足以来、僅か三カ月間に、全国主要地域には、既に十指に余る地方民労連、同準備会が組織され地方における団体加盟人員のみでも三〇万を突破、個人加盟員を通ずる影響を合すると、約百万人の組合員をその影響下に置くようになった。

ハ しかし、総評の極左偏向は益々その度を加えつつあり、一方において単なる批判運動としての民労連活動は、ほぼ限界に達した、ここに民労連の行悩みが云々される問題が起っている。

ニ この批判運動の限界を、どのように踏み越えて、有効且つ強力な民主主義労働運動を推進すべきか、ということが当面の課題である。

(2)当面する地方民労連の任務と性格について

イ 批判運動として出発した中央民労連に比して、地方民労連は、殆んど例外なく組合活動の実践的任務が、強く要請されつつある。

ロ 従って、中央民労連を小型にしたような地方民労連形態では、勢い限界に突き当たり、活動の面でも組織の面でもその幅が狭められていることを否定できない。

ハ ここにおいて、みずから限界を狭めているような状態を脱し、地方的な組合活動の実践面で組合員の要望にこたえ得る組織の確立が問題となる。

ニ すなわち、地方的労働組織としての地方民労連を考えて行く必要がある。

(3)地方民労連の組織、総評の地評との関係について

イ 以上の組織方針を進めるとするならば、必然的に、地評と地方民労連の二重組織精算の要求が生れてくる。(例福岡)

ロ つまり、総評の指導方針に追従している地評に対しては、明確に対決し、民労連実践綱領の線にそった活動を行う地方組織の再編問題である。

ハ しかしながら現在の地方組織は何れも中央組織の下部組織として形づけられているわけではないから総評と無関係のものもあり、総評の指導方針に影響されていない堅実なものもある。

ニ このような地域では、既存の組織を正しく強化することが必要であり、前記の意味における地方組織再編は問題外となる。

(4)地評内の同調勢力並びに個人加盟員との連携について

イ 団体加盟、個人加盟の両建でつくられている地方民労連の場合は、地方組織の再編に際して、個人加盟員との連携方法が当然問題となる。

ロ なお、地評内の同調勢力その他組織として民労連に加盟するに至っていない組合内の同志との連携は、より一層強め、影響を拡大していくことが必要である。

ハ この問題解決のために、地方の実情に応じて組織的な連携措置を講ずる必要がある。

(5)地方活動に応ずる中央民労連の任務と今後の方向

イ 地方民労連活動が以上の線によって進められるとするならば、中央民労連に対しても、それに応じた体制について、色々要求される面が出てくる。

ロ この場合、中央民労連組織の性格上地方組織の再編と見合う中央組織の再編は当面の課題となり難い。

ハ しかしながら、日常組合活動の実践組織としての地方民労連、或いは同志連絡拠

点としての地方等について、全国的規模でその相互間の連絡調整を図り、統一した方向を与えて行く任務は、中央民労連に対して当然要求されることになる。特にオルグ活動の強化で最も重要な点である。

ニ それと同時に、総評と一致して行動できない面については中央民労連自体としても、独自の実践的活動を推進する必要が生れる。  
ホ 以上を通じて、大衆的運動の基礎に立った民主主義労働運動の積極的推進策が充分検討されなければならない。

その後九月八日からひらかれた全織同盟第八会大会において総評脱退の運動方針が二四五対一一三、保留五七で可決され、いよいよ第二総評結成の方向に一步をふみ出した。一〇月八日からは総同盟第八回大会がひらかれて、新組織結成のための特別委員会を設置する方針が可決され、つづいて一〇月二七日からの海員組合大会で新組織結成の方針がきまった。また全映演も一〇月七日からの大会で総評脱退を決定するにいたった。

新組織結成の準備は懇談会のかたちで九月二〇日、一〇月三日、一〇月一五日と三回ひらかれ、全織、海員、全映演、常磐炭連、総同盟の五労組があつまり、新組織の綱領、旗上げの時期などについて協議した。しかし一向に具体的な方針をきめることができず、わずかに一〇月二〇日、第一回の世話人会をひらくことだけがきめられた。新組織結成がゆきなやんだ理由の第一は、当初予定していた全高教、機関車労組、電労連が参加しないことである。すなわち全高教は七万人の高校教師のうち三万人が組織されているにすぎず、いまは統一問題が先決であるのに、直ちに新組織に参加することは統一問題をこじらすという態度をとり、電労連も関西が反対しているため一本にまとまらず、さらに機関車労組も内部事情から直ちに参加ができない状態であった。

理由の第二は全織と総同盟の対立である。すなわち、全織は「総同盟がいつまでも古いカラにとじこもっていることが大きなブレーキになっている。今日では産別組合での闘いが大切だ」として、総同盟解体、産別毎の加入を主張しているのにたいして、総同盟は「全織が総評に未練をもち、新組織結成の決意をしぶっていたので、現実に総評と闘っている組合はあいまいな態度にあきたらず加入しなかった。時期をあやまらせたのは全織だ」と反撃している。全織と総同盟の対立は二、三年来のものであってきわめて根深いものがあるが、このような複雑な底流を含みながらも、新組織の結成はおしすすめられ、結成大会は五四年の三月頃にもちこされることになった。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---